

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第331号）

〔 警察職員の氏名が分かる行政文書公開請求拒否決定審査請求事案 〕

（答申日：令和2年12月25日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府警察本部長）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和元年7月16日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

A署に勾留されていた無職、B容疑者が逃走した事件で、○年○月○日に同容疑者が逃走した当時に同署職名アの警部補（X歳（当時の年齢））であった警察官の氏名

- 2 同年7月29日、実施機関は、条例第13条第2項の規定により、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしない理由を付して審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件請求は特定の個人による逃走事件において、当該事件の発生時に留置施設の担当者であった特定の警察職員の氏名の公開を求めるものである。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が逃走事件に関わったか否かという個人のプライバシーに関する情報を明らかにするものであり、これは条例第9条第1号に該当する。

かつ、特定の警察職員が留置施設の担当者として在籍しているか否かという情報は、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報を明らかにするものであり、条例8条第2項第3号に該当する。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例に規定された非公開情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する。

- 3 審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、上級行政庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して、令和元年8月20日付け、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。

第四 審査請求人の主張

公開請求拒否の理由として「本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、

特定の個人が逃走事件に関わったか否かという個人のプライバシーに関する情報を明らかにするものであり、これは大阪府情報公開条例第9条1項に該当する。」とあるが、公開請求をしているのは「A署に勾留されていた無職、B容疑者が逃走した事件で、〇年〇月〇日に同容疑者が逃走した当時に同署職名アの警部補（X歳（当時の年齢））であった警察官の氏名」のみであるからプライバシーに該当しないものであり、公開するのが相当であると考えられる。

第五 諮問実施機関の主張

諮問実施機関の理由説明書における主張は、次のとおりである。

審査請求人が令和元年8月20日付けで提起した、条例第13条第2項の規定に基づく実施機関の公開請求拒否決定処分に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の公開請求拒否決定は条例に基づき行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 条例第9条第1号の該当性について

本件請求は、Bという特定個人の氏名を示した上で、当該人物が逃走事件に関わったことを前提としてなされた請求である。

本件請求に係る行政文書がある若しくはないとして、公開あるいは非公開の決定を行うことは、当該人物が逃走事件に関与したか否かという情報を明らかにすることとなり、その情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第9条第1号に該当する情報を公開することになるものである。

イ 条例第8条第2項第3号の該当性について

警察業務は、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもつてその責務とする。」とあるとおり、犯罪捜査及び警察規制等を目的としている。

また、刑事訴訟法に犯罪捜査権は主として警察官によって行使されることが予定されており、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の規定に基づき、実力行使等の行政上の権限が警察官に与えられているところ、警察官は、犯行現場や規制の現場等で、直接被疑者や被規制者と対峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手方個人や組織からの反発、反感を招きやすいものである。

そして、警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は、一般市民にとっては些細な

情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人や組織にとっては、貴重な情報となることがあり、そのような情報が犯罪組織等に入手されることを防止する必要がある。

このように、警察の業務は、相手方からの反発、反感を招きやすく、警察職員は攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、その氏名等を公にすることにより、個人が特定され、当該警察職員やその家族が襲撃を受ける等危害を加えられ、ひいては、公共安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがある。

とりわけ警部補以下の警察職員の場合は、

- ・ 現に職務質問等の街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している
- ・ 重要事件等発生時にはこれらの職務に従事することが予想される
- ・ 所属内での配置変更等により、これらの職務に従事することが予想される
- ・ 以前にこれらの職務に従事していたことがある

などから、氏名等を非公開とする必要があるというべきである。

本件請求については、X歳という年齢を特定した上で、当該警察職員が○年○月○日にA警察署の職名アとして在籍したことを前提に、その警察職員の氏名の公開を求めるものである。

本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすれば、当該警察職員がA警察署の職名イとして在籍したか否かを答えることとなり、もって、その個人の特定がなされ、警察職員の氏名等が明らかになるおそれがあり、これは条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになるものである。

以上のとおり、本件請求に対して、その対象となる行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第9条第1号及び第8条第2項第3号に該当する非公開情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「公開請求をしているのは、A署に勾留されていた無職、B容疑者が逃走した事件で、○年○月○日に同容疑者が逃走したときに同署職名アの警部補（X歳（当時の年齢））であった警察官の氏名のみであるからプライバシーに該当しないものであり、公開するのが相当である」旨を主張するが、本件請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例に規定されている非公開情報を公開することとなるのは前述のとおりであるから、審査請求人の主張は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 意見書における主張

条例第8条第2項第2号該当性の追加主張について

特定の警察職員が留置施設の担当者として在籍しているか否か、即ち条例第8条第2項第3号に該当する情報を答えることにより、警察職員個人が特定されれば、当該警察職員及びその家族等が攻撃や懐柔の対象となる。

本件請求にある職名アとは、職名イを指すものと考えられるところ、職名イは、留置施

設内で、常時、被留置者の処遇を行う立場であり、留置施設内の規律を保持するため、時には強制力を用いる場合もある。

また、職名イは、被留置者の家族等との面会や差し入れなどの業務も行っており、被留置者の家族等と直接対応する場面も多いが、時には面会や差し入れを断ることもあることから、被留置者やその家族等から恨みや反感を抱かれたり、攻撃や懐柔の対象とされるおそれが十分に考えられる。

そして、職名イやその家族等が攻撃等を受ければ、職名イとしての職務執行が困難となり、その職務が妨害されることとなることはもちろん、留置管理体制が弱体化することも想定され、被留置者の逃亡や奪還などのおそれが高まり、留置・勾留業務に支障を及ぼすことから、これは条例第8条第2項第2号にも該当する情報であるといえる。

よって、本件請求のように特定の警察職員、まして職名イの職にある警察職員を特定した請求に答えることは、条例第8条第2項第3号だけでなく、同項第2号に該当する情報をも公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件決定は妥当である。

第七 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を促進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、一方では、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定め適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は本件請求が条例第9条第1号及び、第8条第2項第2号、同項第3号に該当する内容であり、その対象となる行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第9条第1号及び、第8条第2項第2号、同項第3号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当であると、主張するため、以下、検討する。

(1) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。

本号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報が記録された行政文書については公開してはならないと定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合を含むものである。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいう。

(2) 条例第8条第2項第2号について

条例第8条第2項第2号では、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」について公開しないことができる」と規定している。

公共安全と秩序を維持することは、府民の基本的な利益を擁護するため、府に課せられた重要な責務であり、情報公開制度においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。

特に、警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものについては、公開・非公開の判断において、高度な政策的判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要するという特殊性が認められる。

さらに、その性質上、犯罪の捜査等に関する情報については、他の都道府県警察と共有するものが多く、その取扱いには、全国的な斉一性が求められることとなる。

こうした理由から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第4号の趣旨にのっとり、「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に限定して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重することとしたものであり、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報については公開しないことができると規定している。

(3) 条例第8条第2項第3号について

条例第8条第2項第3号では、「前2号に掲げるもののほか、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」を公開しないことができる」としている。

警察が保有する情報の中には、個人の生命、身体及び財産の保護に任じる警察業務の特殊性から、

条例第8条第2項第1号及び第2号に該当しない場合であっても、公開すると、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれのあるものがある。したがって、公安委員会又は警察本部長は、これらの保護に支障を及ぼすおそれのある情報を公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

(4) 条例第12条について

本条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで条例第8条及び第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨を定めたものである。

本条は、公開請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで適用除外事項に該当する情報を公開することとなる場合にのみ例外的に適用できるのであって、安易な運用は行政文書公開制度の趣旨を損なうことになりかねないため、公開請求に係る行政文書の存否が明らかになることによる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の適用除外事項を適用すれば足りる事例にまで拡大して適用されることのないよう、特に慎重な適用に努める必要がある。

(5) 条例第9条第1号の該当性について

ア 審査請求人は、「B容疑者が逃走した事件」（以下「本件請求内容①」という。）と個人名及び犯罪事件を特定した上で、請求を行っている。個人の犯罪経歴は（1）ア、イに該当する。しかし、当該事案は事件発生からさほど時間が経過しておらず、まだ訴訟が係属中であることもあり、他人が誰でも知り得る情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるとは言えず、（1）ウには該当しない、よって本件請求内容①については条例第9条第1号には該当しない。

イ 次に審査請求人は、「同容疑者が逃走した当時に同署職名アの警部補（X歳（当時の年齢））であった警察官の氏名」（以下「本件請求内容②」という。）と警察官の階級、年齢等を特定した上で、警察職員の氏名の公開を求める請求を行っている。本件請求内容②に該当する職員がいるとすれば、個人が特定される可能性が認められるとともに、特定の警察職員が特定の事件に関与したか否かは、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると考えられる。

よって本件請求内容②は（1）ア、イ、ウに該当し、条例第9条第1号に該当する。

(6) 条例第8条第2項第2号の該当性について

ア 審査請求人は、本件請求内容②を請求している。当審査会で実施機関に確認したところ、「職名ア」とは警察署内の刑事収容施設である留置施設において、留置業務に従事する警察官の役職名である「職名イ」のことを示している。

よって、留置業務に従事する警察職員の氏名を公にすることにより、当該警察職員個人及びその家族等が特定され、懐柔や報復等の対象となり、留置施設の規律の保持や被留置者の逃走防止等の留置業務に支障を及ぼすおそれがある、と実施機関は説明している。

イ 請求内容には職名イの氏名は記載されていないものの、職名イの警部補（X歳（当時の年齢））の存否を答えることにより、当該職名イが存在するとすれば、その身に危険を及ぼすなど、留置施設の規律の保持などに支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって実施機関の説明は一定の合理性があると考えられ、本件請求内容②は、条例第8条第2項第2号に該当する。

(7) 条例第8条第2項第3号の該当性について

実施機関は、警察業務は、犯罪捜査及び警察規制等を目的とし、警察官は犯行現場や警察規制の現場等において、直接あるいは強制的に逮捕や規制等の結果を実現する等、相手方の反発・反感を招きやすい立場にある。また、警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は一般市民にとっては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人や組織にとっては貴重な情報となり、そのような情報が犯罪組織等に入手されることを防止する必要があると主張する。

よって、本件請求内容②は公開されれば、個人が特定され、当該職員だけでなくその家族が襲撃を受ける等の危害が加えられ、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第8条第2項第3号に該当すると主張している。

とりわけ、警部補以下の警察官である職員については、現に職務質問などの街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している、重要事件等発生時にはこれらの職務に従事することが予想される、所属内の配置変更等により、これらの職務に従事することが予想されることなどから、氏名の公開によって個人が特定された場合、本人及び家族の生命、身体又は財産に対して危害が加えられるおそれがあると主張している。この実施機関の主張については(6)イと同様に一定の合理性があると考えられる。

以上のことから、本件請求内容②は条例第8条第2項第3号に該当する。

(8) 条例第12条の該当性について

よって、本件請求に対して、その対象となる行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第9条第1号、条例第8条第2項第2号及び同項第3号に該当する非公開情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した実施機関の決定は妥当であると認められる。

第八 結論

以上のとおりであることから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

正木 宏長、魚住 泰宏、井上 理砂子、田積 司、春名 麻季、久末 弥生